

第11回 組織型契約

2006/11/10

松岡 久和

【組合契約】

1 組合契約の意義と機能

- ・ 共同事業目的の出資：双務・有償・諾成契約（667条）。合同行為
- ・ 組合と法人との関係及び**権利能力なき社団**の位置づけ
 - 法による法人格付与例** 合名会社（会2条1号・3条）、建物区分所有者の管理組合（建物区分3条）、建替組合（建替円滑化法6条1項）、労働組合（労基11条）、農業協同組合（農協5条）、弁護士法人（弁30条の2以下）
 - 法人格のない組合の例** 共同企業体（最大判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁）、会社の発起人組合（大判大正7年7月10日民録24輯1480頁）

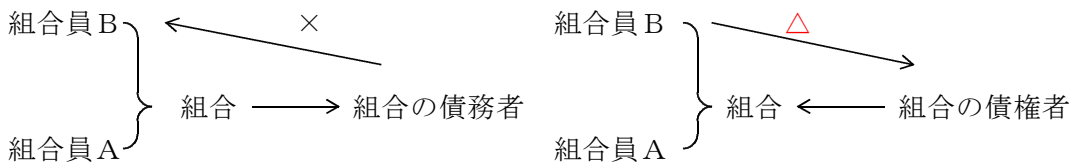
2 組合の設立（667条2項・669条）

- ・ 黙示の契約でも可能 **判例** 83（店舗共同経営と相続）
- ・ 共同事業の営利・非営利性、継続性は不問

3 組合の財産関係

Case 11-01 A Bら10名がY組合を作るに際しては、組合の本件財産の獲得につき次のような方法を採用した。いったAがBから本件財産を買い受け、その後成立したY組合に右財産を譲渡し、同時にAのBに対する代金債務100万円をY組合が引き受けた。Bからの債権の譲受人XがY組合に代金全額の支払を求めたところ、Y組合（業務執行組合員A）は、代金債権はBの負担部分10万円については混同消滅しているの、その分を控除して90万円だけを支払えばよいと主張する。この主張は認められるか。

- ・ 組合財産の帰属（668・676条。合有説－団体的制約）
- ・ 組合の名前で負った債務の二重性（675条↔会104条・580条）
 - 判例** 84（設例のケースの元ネタ）
- ・ 利益分配（674条・675条）
- ・ 組合財産の充実・維持（676条1項・677条）



補足説明 右の図は、民法に規定のない **Case 11-01** のような事例を示している。ここでは、組合員B自身が自己の債権で相殺を主張することや、組合の債権者がBの持分の限

度で組合に対して相殺を主張すること自体は禁じられていません。図の△印は、Caseのように、組合がBの債権をもって組合の債務との混同や相殺を主張することができない、ということを示します。しかも、この相殺を禁じる理由は、組合財産の充実・維持ではありません。組合員Bが自己の与り知らないうちに債権を処分されることになると、組合債権者に対する債権が組合に対する求償権に変わってしまい、組合の無資力の危険を一方的に負担させられることとなります。組合員は、持分の限度でいわば組合の債務の保証人的地位に立つのですが、主たる債務者が保証人の有する債権で相殺を主張できないのと同様に、ここでも組合員の債権によって組合が相殺を主張することは他人の債権の処分として認められません。混同の主張も、**判例**84が明らかにしたように、組合の債務が分割債務になるわけではないことから認められないのです。

4 組合の業務執行

- ・ 常務の単独執行・相互代理（670条3項）、業務執行者または過半数決定・代理（670条）
- ・ 組合規約等による業務執行者の代理権制限
判例 最判昭和38年5月31日民集17巻4号600頁（54条・110条も参照）
- ・ 組合名や肩書付個人名による行為 **判例** 最判昭和36年7月31日民集15巻7号1982頁
- ・ 業務執行者と組合員の関係（671～673条）
- ・ 訴訟担当能力（民訴29条）
判例 民訴百I41、民訴百I49

5 組合員の変動と組合の解散

- ・ 任意脱退（678条） やむをえない事情があれば常に脱退は可能
 存続期間の定めがないか不定のときは、組合に不利な時期以外随時脱退可能
- ・ 法定脱退（679条。680条の除名を含む）
 →脱退の効果（681条）
判例 85（任意脱退を許さない約定；七人のヨットクラブ事件）
- ・ 新規加入や組合員の地位の譲渡
- ・ 組合の解散（682～684条）と清算（685条以下）

【組合と法人・整理と対照】

Y₁～₃の3名（からなる団体）が土地を買ったり借金をした場合を想定する。

	団体性なし	組 合	権利能力なき社团	法 人
土地	Yらの共有	Yらの合有	Yらの総有	法人の単独所有
借金	連帯特約なければ Yらの分割債務	組合の全額債務と Yらの分割責任が 併存	社团自身の全額債務のみか？Yらの 責任については説 が分かれる	法人自身の全額 債務。構成員が 責任を負う場合 も補充的

【組織型の要素を持つ契約】

1 フランチャイズ契約（特定連鎖型事業契約）

- ・特徴：商標・ノウハウの提供と権利金（ロイヤルティ）・売上歩合の支払い
- ・問題点：不当勧誘・高額の違約金・競業避止義務

2 会員権契約

- ・預託金会員型・法人型・共有型（ゴルフ会員権の場合ゴルフ会員権法の規制）
- ・マルチ商法（連鎖販売契約－特定商取引法で実質的に禁圧）